

▼ 子供はヘルメットを着用



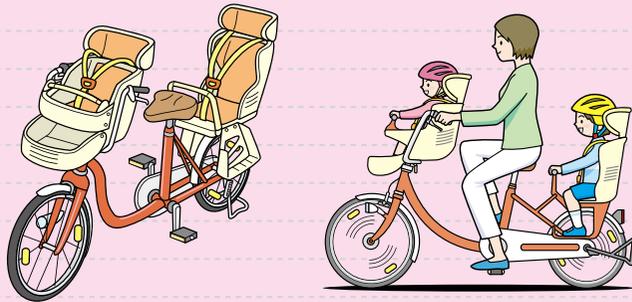
ヨイチ

児童(6歳以上13歳未満)や幼児(6歳未満)を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、**乗車用ヘルメット**をかぶらせるように努めなければなりません。



▼ 幼児2人同乗用自転車に限って 幼児2人を同乗させることができます!

幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2つの幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車)に限って、幼児2人を**同乗**させることができます。



▼ 歩行者のみなさんへ



歩道に、「普通自転車の通行部分」の指定があるときは、その部分をできるだけ**避けて**通行するようにしましょう。



歩行者は**横断歩道**を渡りましょう。自転車横断帯は、**自転車**が通行するところです。

香川県警察本部

こんな乗り方はダメです!



傘差し運転



携帯電話等を使用しながらの運転



ヘッドホン等で音楽を聞く等の運転

知っていますか? 自転車のルール

自転車は、車両(軽車両)です。道路交通法により守るべきルールが決められています。自転車のルールを理解し、正しく乗車しましょう。



飲酒運転



二人乗り運転



並進での運転



無灯火運転

こんな乗り方はダメです!

香川県警察本部

▼車道は左側を通行 ▼自転車道の通行



車道の左側を通行しなければなりません。



自転車道が設けられている道路では、その自転車道を通行しなければなりません。

▼歩道は歩行者優先で、▼「普通自転車の通行部分」の通行



歩道の車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

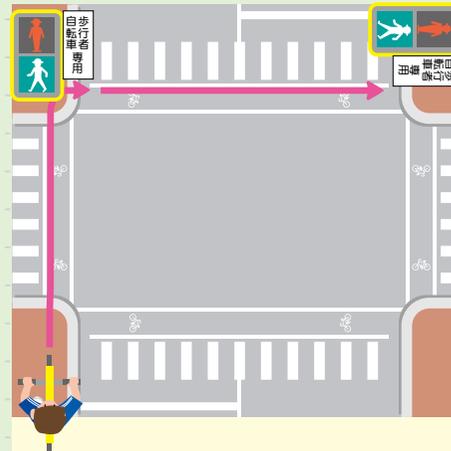
徐行とは、「ただちに停止することができるような速度」で進行することです。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止しなければなりません。



「普通自転車の通行部分」の指定があるときは、その部分を徐行しなければなりません。その部分を通行し又は通行しようとする歩行者がいなくは、安全な速度と方法で進行することができます。

▼交差点の通行方法

交差点での右折方法



青信号で、向こう側の角まで進行し、右方向に向きを変えます。まがる方向の信号が青になってから、前後左右の安全を確かめ、進行しなければなりません。

交差点での安全確認



「一時停止」の標識のあるところは、必ず一時停止し、安全を確認しなければなりません。



▼こんなときはどうするの？

歩道を自転車で行っているとき、他の自転車と行き違う場合、どのように避けられるの？



歩道上で、他の自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながら避けるようにしましょう。

横断歩道を自転車で渡るとき、どのように渡られるの？



横断歩道は歩行者の横断のための場所です。歩行者がいなくは例外的に歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったままで横断しないようにしましょう。